

最上消費生活センターニュース7月号

2023年7月1日発行



“押し”に会えない!?

～転売チケットの購入トラブルが急増中!～

今月号も
見てケロ



山形県消費
生活センター
キャラクター
“ケロ”ちゃん

国内外で行われる映画、演劇、演芸、音楽、舞踊といった芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットを「不正転売(※1)」したり、不正転売の目的で「譲り受ける(※2)」ことは、法律で禁止されています。

※1「不正転売」とは・・・

チケットを興行主の同意を得ずに、定価を超える価格で何度も繰り返して転売することです。



※2「譲り受ける」とは・・・

不正転売の目的で譲り受けることは、不正に仕入れることを意味します。

【売りたい人の疑問】

Q 急用などで行けなくなった。
チケットを正しく転売するには?

A 事前に興行主の同意を得て開設されている、正規(公式)のリセールサイトを利用して定価で販売しましょう。



【買いたい人の疑問】

Q 高額で転売されているチケットは、買うだけで罪になるの?

A 転売目的の場合は処罰されます。不正なチケットと知りながら買えば、別の罪(例:盗品等有償譲受罪など)に問われる場合もあります。



【防災豆知識】 知っておくと、役立つよ・・・

《クイズその2》

ラジオや懐中電灯に使うときには欠かせない電池。備蓄量はどれくらい必要でしょう?

① 様々な種類を10本ずつ

② 非常用に備えている家電に合わせて調節する

③ 充電池を30本



正解は
「②」です

電池はできるだけコンパクトに、必要な種類を備えておきたいですね。災害用の電気器具に必要な電池の種類・量をまとめた「電池一覧表」を作るのがおススメ。単3電池を単1電池にサイズ変換できるスパーサーもあると便利かも。
(引用先:こくみん共済)

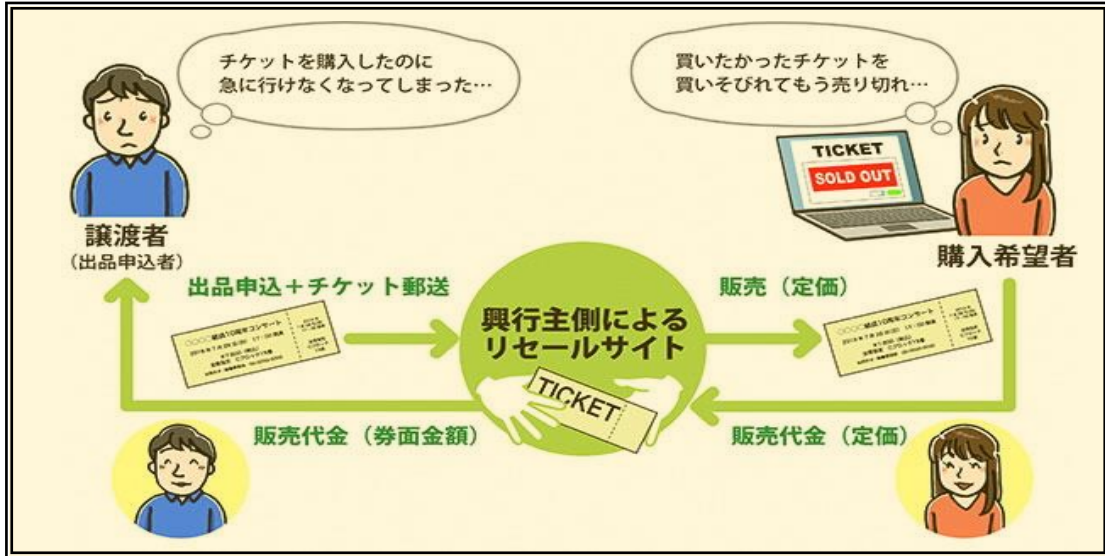




STOP！不正転売！！

チケットの不正転売は、禁止されています！！
正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう

正規（公式）リセールサイトとは、何らかの事情でイベントに行けなくなった人が、不特定の第三者にチケットを「定価」で販売することができるオンラインサービスです。興行主の同意を得た利用方法や規約が明確なサイトなので、売りたい人も買いたい人も安心して利用することができます。



出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/etc/tos.html>)

「消費生活出前講座」

を利用しませんか？

費用は無料です！

- ◆悪質商法・契約トラブル等の相談事例の紹介
- ◆トラブルへの対処法など

講師が各地域に出向いて、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。



※まずはお電話でお申込みください。

7月・8月の無料法律相談会

- 7月 4日(火) 13:30～15:30
- 8月 8日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前に電話でのご予約をお願いします。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 検索

消費者ホットライン 188で、最寄りの消費生活センターにつながります。